

津市・鈴鹿市・亀山市における消防指令業務の共同運用について

1 本市の消防指令センターの現状

消防指令センターは消防・救急業務の中核施設として、119番の受報をはじめ、災害地点の特定、災害地点に近い消防車両の選定及び迅速な指令などの業務を行っており、消防指令業務に係る様々な機器を備えています。

当該機器は、信頼性の高い機能を維持するために定期的に保守点検等を実施していますが、24時間稼働していることから約10年で各種機器の耐用の限界を迎えます。

本市の消防指令センターは、平成27年4月から運用を開始し、既に7年を経過していることから、新たな消防指令センターの整備及びその手法について検討を進めています。

2 検討経緯

消防指令センターの整備については、これまで自治体単独で行うことが一般的でしたが、総務省消防庁において、平成30年4月、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び市町村の消防の連携・協力の基本指針が改正され、消防指令業務の共同運用が消防の連携・協力の中で、特に効果が大きいものの一つとして示されました。

また、三重県において、平成31年3月、三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画が策定され、津市、鈴鹿市及び亀山市（以下「3市」といいます。）は、地域が隣接していること、消防指令センターの更新時期が近いことなどから、消防指令業務において連携・協力の気運の高まりを更に促進すべき地域に指定されています。

これらを踏まえて、3市の消防本部は、同月から消防指令業務の共同運用について検討を進めてきました。

3 消防指令業務の共同運用の検討結果等

(1) 共同運用により見込まれる主な効果

ア 市民サービスの向上

(ア) 119番通報が集中した場合における受信能力及び処理能力が向上します。

(イ) 災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、

救急事故多発時、大規模火災発生時、市域境界付近での災害発生時等において、通報の受信と同時に広域応援体制を取ることができます。

イ 行財政面の効果

(7) 3市が消防指令センターを共同運用することで、現在に比べ約半数の指令員で運用することが可能となります。その人員効果として、消防体制を強化する部署への職員の配置が可能となり、地域全体の消防力の向上につながります。

(4) 3市が消防指令センターを共同整備することで、整備費や維持管理費等を削減することができます。

(2) 共同運用に係る基礎調査の結果

令和3年度に3市の共同事業として消防指令業務の共同運用に係る基礎調査を行った結果、共同で整備する場合の新たな消防指令センターの設置場所については、津市消防本部庁舎（津市久居明神町2276番地）が最も適していること、新たな消防指令センターの整備費用は単独で整備した場合に比べ約20%削減できること、また、消防の広域化又は消防の連携・協力に伴う事業に適用可能とする有利な起債を活用できるという結果でした。

なお、3市が新たな消防指令センターを共同で整備した場合、3消防本部、7消防署、15分署所、職員643人を一元管理することとなり、管轄面積は1,096km²、管轄人口は県内人口の約29%となる約52万人となります。

(3) 整備の方向性

消防指令業務の共同運用について、3市で検討を進めた結果、消防指令業務の共同運用により見込まれる効果及び基礎調査の結果等を踏まえ、3市の次期消防指令センターの整備が同時期であること、消防指令業務を共同運用することで消防力が向上すること、高い費用対効果が見込まれること、また、3市において今後の方向性等が確認できたことなどから、当該業務の共同運用に向けた具体的な取組を進めていきます。

4 共同運用に向けた今後の取組

(1) 津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画の策定

消防指令業務の共同運用について、3市の連携・協力の方向性を明らかにすること及び3市の消防の連携・協力の円滑な実施を確保して地域全体の消防力を強化し、市民サービスの向上を図ることを目的として策定しま

す。

(2) 実施計画の内容等

- (ア) 計画の目的
- (イ) 消防需要の現況及び将来予測等
- (ウ) 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針
- (エ) 連携・協力の実施体制
- (オ) 実施スケジュール
- (カ) 連携・協力を行う事務の内容及び方法
- (キ) 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携確保について

(3) 整備財源

新たな消防指令センターの整備・改修費用については、国の財政支援策として、緊急防災・減災事業債（起債100%、うち交付税算入率70%）の活用を見込んでいます。

(4) 協議会の設置

新たな消防指令センターの整備に向けて、3市の事務を共同で処理するため、地方自治法の規定に基づく協議会を設置します。協議会の設置に際しては、まず、各自治体が処理すべき固有の事務を共同で処理するための規約を定め、その内容について3市の議会へそれぞれ議案を提出し、議会の承認を受けた後、協議会の設置を三重県に届け出ることとなります。

5 スケジュール

令和4年	5月	実施計画を策定
令和4年	7月	実施計画を国に提出
令和4年	9月	令和4年第3回津市議会定例会へ協議会の設置に係る議案を提出
令和4年	10月	3市で連携・協力協定書を締結
令和4年	11月	協議会の設置・三重県に届出
令和5年度		新たな消防指令センターに係る実施設計業務
令和6年度及び令和7年度		新たな消防指令センターの整備事業
令和8年度		新たな消防指令センターの運用開始



津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画
(消防指令業務の共同運用)

(案)

令和4年5月

津市・鈴鹿市・亀山市

目次

はじめに	1
1 計画の目的	2
2 消防需要の現況及び将来予測等	2
(1) 消防需要の現況	2
(2) 将来推計人口	3
(3) 災害等の現況と将来予測	6
(4) 財政の現況と将来予測	9
(5) 人員の現況と将来予測	10
3 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針	12
(1) 災害対応能力の向上	12
(2) 初動体制の強化	13
(3) 職員の効率的な運用及び職員・組織の活性化	13
(4) 地域全体の消防力の向上	13
(5) 高度な施設・設備の効率的な導入	13
4 連携・協力の実施体制	13
5 実施スケジュール	14
6 連携・協力を行う事務の内容及び方法	14
(1) 連携・協力を行う消防事務の内容	14
(2) 連携・協力を行う地域	14
(3) 連携・協力を行う方法	14
(4) 連携・協用に要する人員の配置	14
(5) 連携・協用に伴う高機能消防指令センターの整備計画等	15
(6) 連携・協用に係る経費の見通しと分担方法	15
7 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携確保について	16

はじめに

消防の施設は、自治体消防の原則から、消防機関ごとに整備してきましたが、なかでも通信指令関連の整備は、消防救急無線のデジタル化やIP通信網の発達など、諸般の技術革新や社会情勢の変化に対応していくため、高度で専門性の高い設備が必要となることから、整備費用や維持管理については各消防機関の課題となっています。

また、人口減少化社会の進行等により地方自治体の人的・財政的な資源が限られる一方で、昨今の新型コロナウイルスの対応や救急需要の高まり、複雑・多様化する災害に対して、迅速で効果的な対応が必要であり、さらには大規模災害時には、近隣消防機関との連携など市域を超えた広域的な災害対応が求められています。

このことから、総務省消防庁では、消防組織法（昭和22年法律第226号）第32条第1項の規定に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正」（平成30年3月30日消防庁告示第8号）及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について」（令和4年3月31日消防庁長官通知）が示され、消防の連携・協力の一類型として、高機能消防指令センターの共同運用が挙げられています。

三重県においては、当該告示等に基づき、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（平成31年3月三重県）を策定し、津市・鈴鹿市・亀山市の地域は、「通信指令業務についての連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域」として示されています。

これらを踏まえ、消防指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）による広域的な災害対応の強化や消防指令施設の整備・運用面の効率化、地域の消防力や市民サービスの向上、人口減少化社会における持続可能な組織形成等の観点から、津市、鈴鹿市及び亀山市の消防本部では、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設置し、令和3年4月には、各市の消防長を筆頭とする「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会」へ改組して体制を強化し、諸般の検討を推進しています。

本計画は、これまでの検討結果を踏まえ、当地域の連携・協力の方向性を明らかにし、消防における各種課題を解決すべく、人的・財政的な資源を有効活用して地域全体の消防力を強化し、市民サービスの向上を図ることを目的に策定するものです。

1 計画の目的

本計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく、「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正」（平成 30 年 3 月 30 日消防庁告示第 8 号）及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について」（令和 4 年 3 月 31 日消防庁長官通知）に基づき、津市・鈴鹿市及び亀山市（以下「当地域」という。）の消防の連携・協力の円滑な実施を確保して地域全体の消防力を強化し、市民サービスの向上を図ることを目的に策定するものです。

2 消防需要の現況及び将来予測

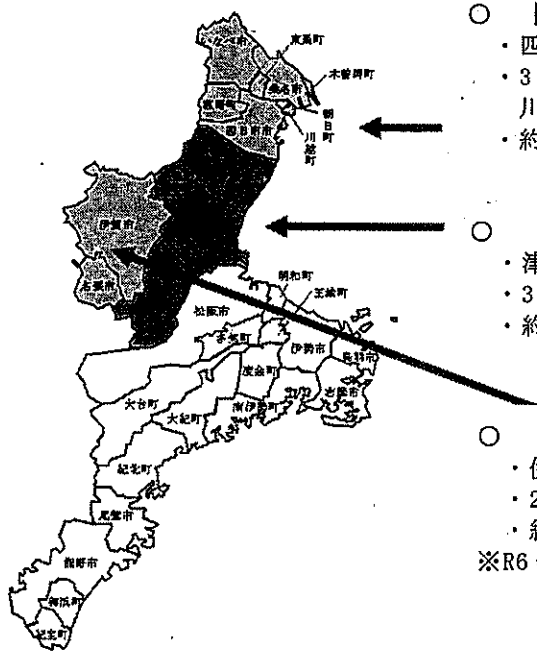
(1) 消防需要の現況

当地域の消防需要の主な現況は、次のとおりとなっています。

図表 1 当地域の主な消防力の概要

		津市	鈴鹿市	亀山市	合計	備考
面積 (k m ²)		711.19	194.46	191.04	1,096.69	
人口 (人)		274,759	195,742	49,878	520,379	R2 国勢調査
世帯数 (世帯)		117,175	82,096	20,525	219,796	R2 国勢調査
署所 (箇所)	消防本部	1	1	1	3	
	消防署	4	2	1	7	
	分署	8	4	2	14	
	出張所・分遣所	1	0	0	1	
職員 (人)	消防吏員 (定数)	345	215	83	643	定数 (R3)
	消防吏員 (実数)	350	209	76	635	実数 (R3)
	その他の職員 (人)	20	14	9	43	再任用・臨時等
	小計 (人)	370	223	85	678	R3
災害 (件)	火災	93	57	19	169	R3 年中の件数
	救急	14,671	8,907	2,102	25,680	R3 年中の件数
	救助	187	56	32	275	R3 年中の件数
119 番通報受信 (件)		20,954	12,213	3,483	36,650	R3 年中の件数

図表2 三重県内の共同運用の現況（令和4年1月）

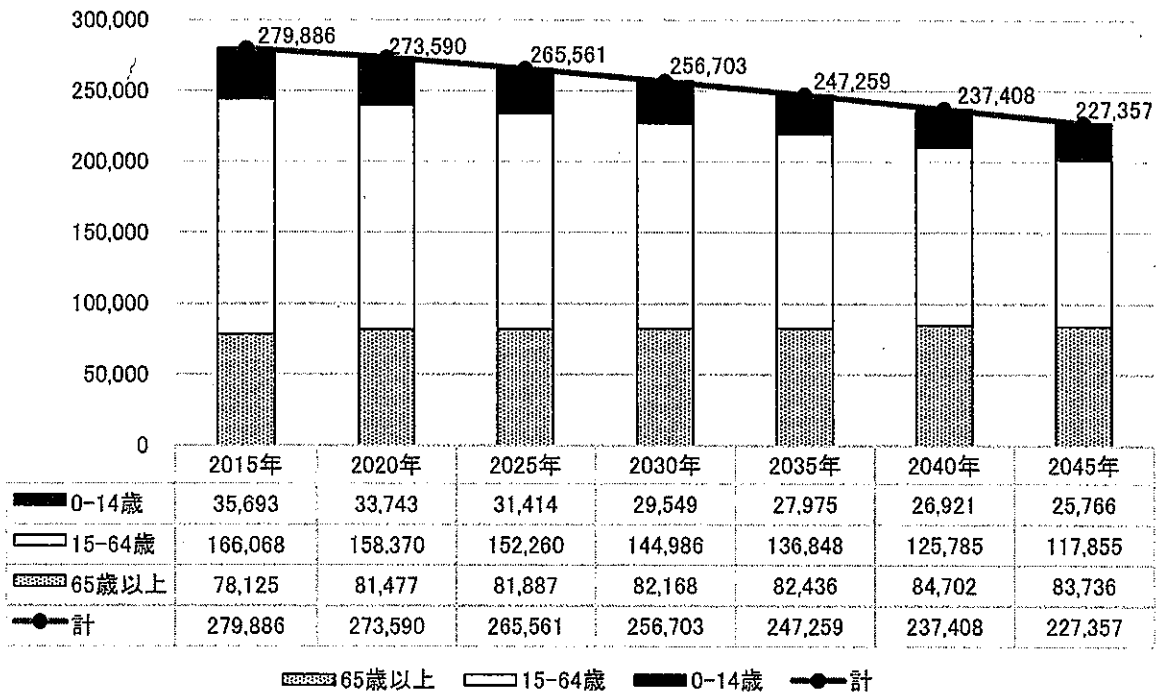


- 【運用中】三重北消防指令センター（3消防本部）
 - ・四日市市消防本部、桑名市消防本部、菟野町消防本部
 - ・3市、5町（四日市市、桑名市、いなべ市、菟野町、川越町、朝日町、東員町、木曾岬町）
 - ・約60万人規模で運用中
 - （仮称）三重中央消防指令センター（3消防本部）
 - ・津市消防本部、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部
 - ・3市（津市、鈴鹿市、亀山市）
 - ・約52万人規模
 - 【協議中】伊賀市・名張市地域（2消防本部）
 - ・伊賀市消防本部、名張市消防本部
 - ・2市（伊賀市、名張市）
 - ・約16万人規模
- ※R6年度に共同運用開始に向けて協議中

(2) 将来推計人口

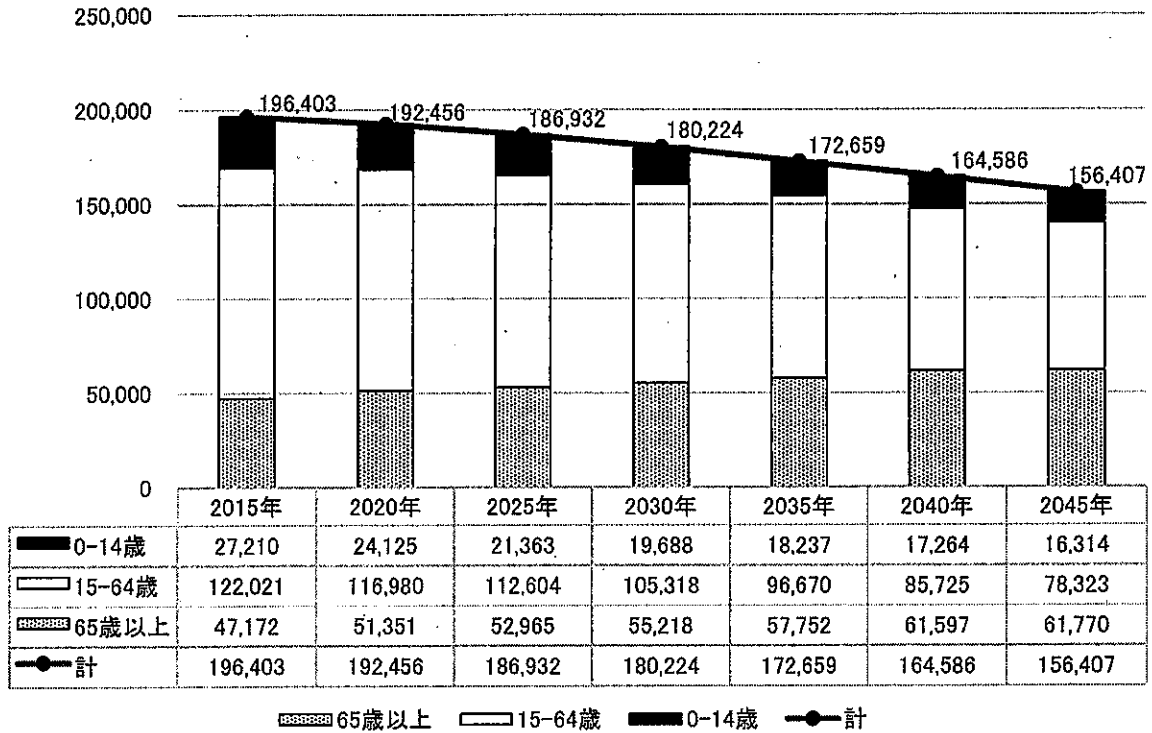
当地域の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所のデータ（2018年）によると次のとおりとなっています。

図表3 津市の将来推計人口



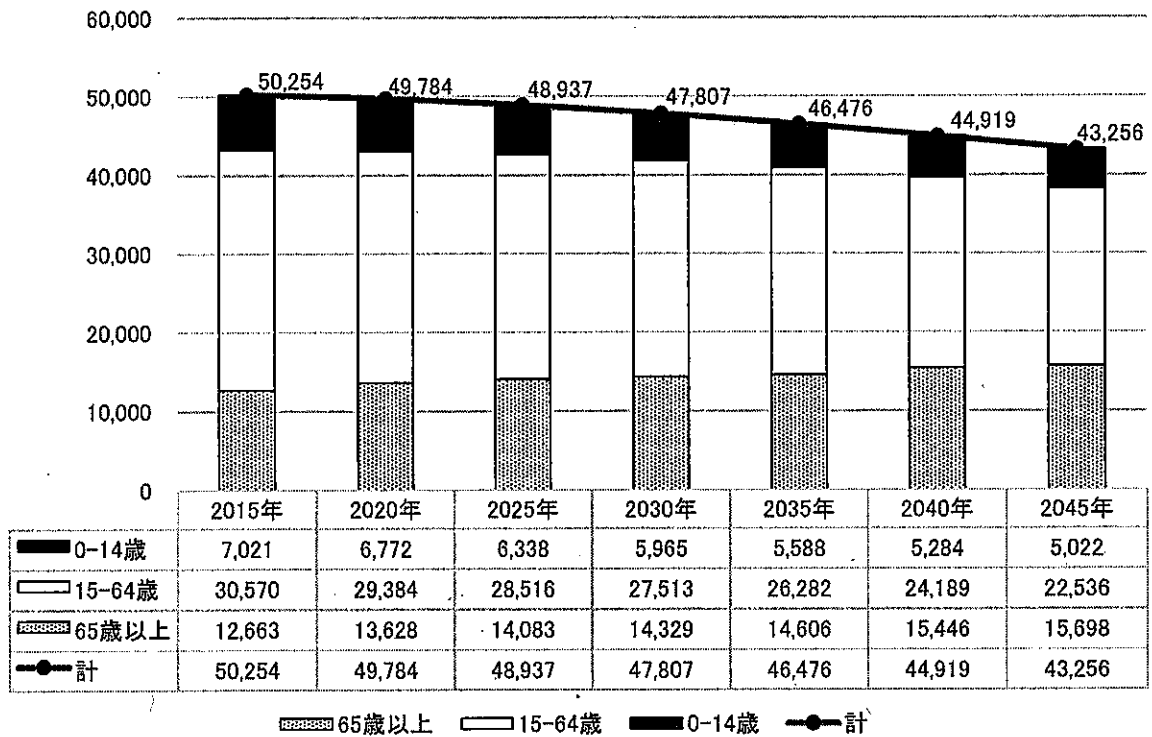
※ 出典：国立社会保障・人口問題研究所（2018年）

図表 4 鈴鹿市の将来推計人口



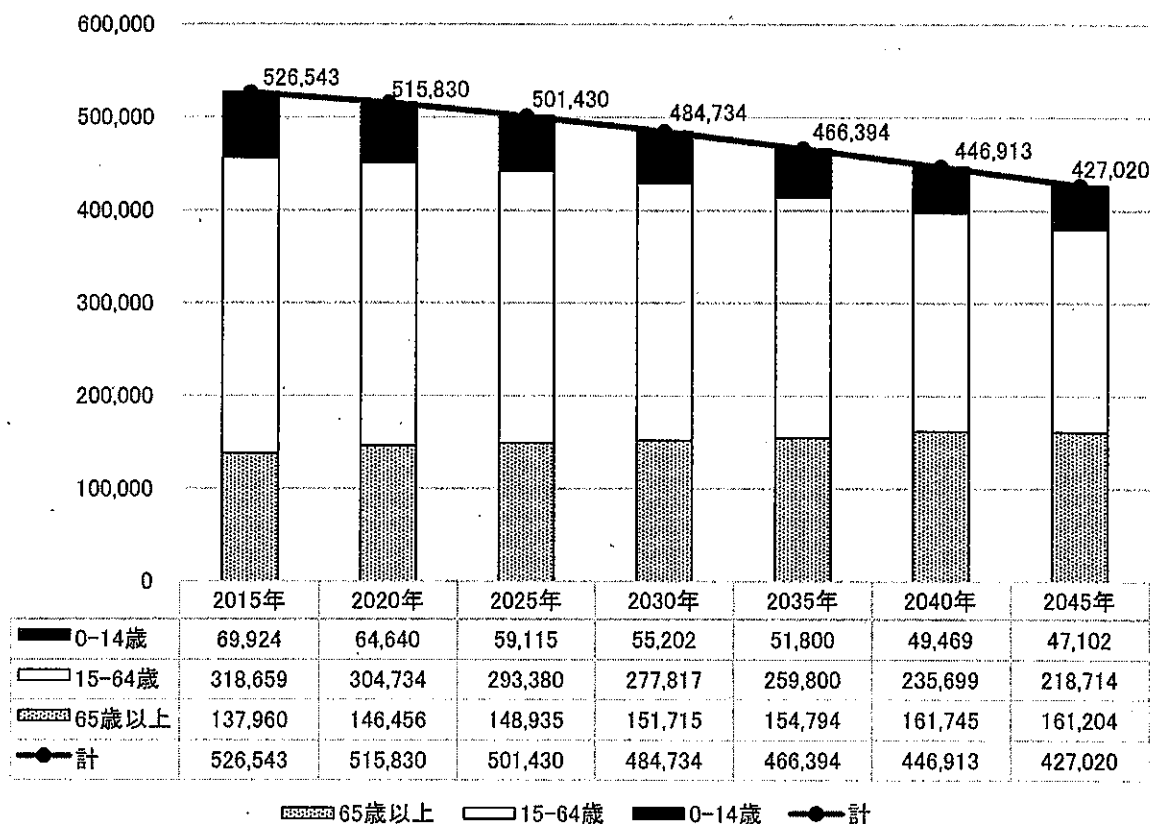
※ 出典：国立社会保障・人口問題研究所（2018年）

図表 5 亀山市の将来推計人口



※ 出典：国立社会保障・人口問題研究所（2018年）

図表 6 当地域の将来推計人口（3市の合計）



※ 出典：国立社会保障・人口問題研究所（2018年）

① 将来推計人口の分析と将来予測（図表3～6）

当地域の将来推計人口は、3市ともに減少傾向であり、23年後の2045年には、当地域の合計の将来推計人口は、約10万人減となり、約42万人規模となることが推測できます。

また、当地域の年齢3区分の人口の推移は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は緩やかに減少し、老年人口（65歳以上）の人口は、緩やかに増加していく傾向にあります。

② 地域別の将来推計人口の分析と将来予測（図表3～6）

地域別の人口減少については、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2018年）の2020年を基準に推定したところ、全体で約17%人口が減少する見込みとなります。

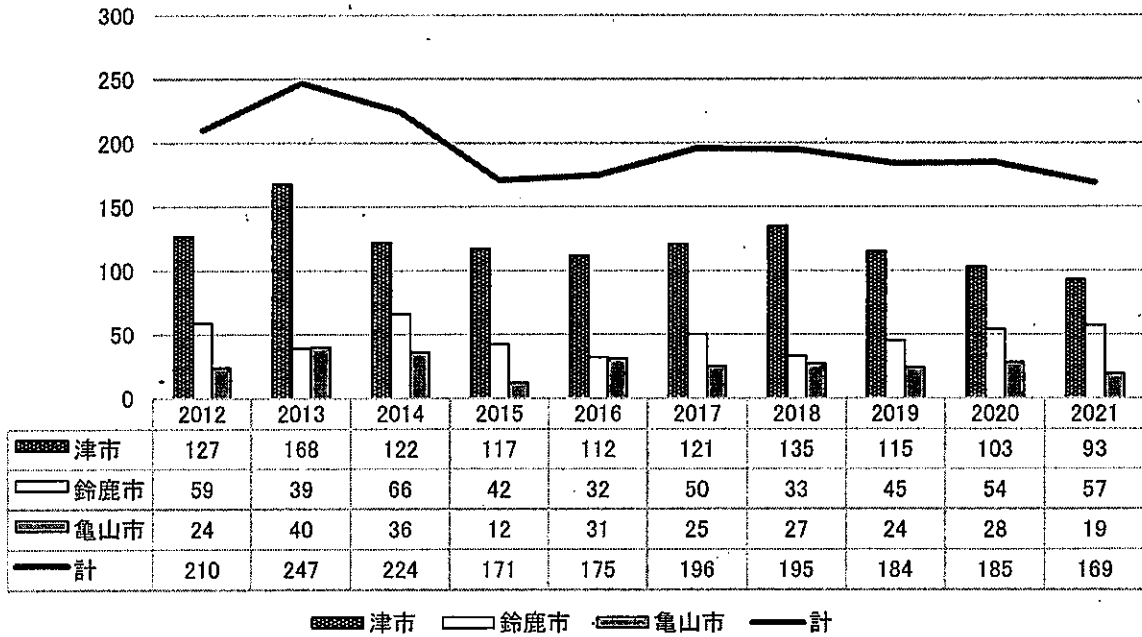
図表 7 地域別の将来推計人口

市	2020年	2045年	増減
津市	273,590	227,357	▲16.89%
鈴鹿市	192,456	156,407	▲18.73%
亀山市	49,784	43,256	▲13.11%
合計	515,830	427,020	▲17.21%

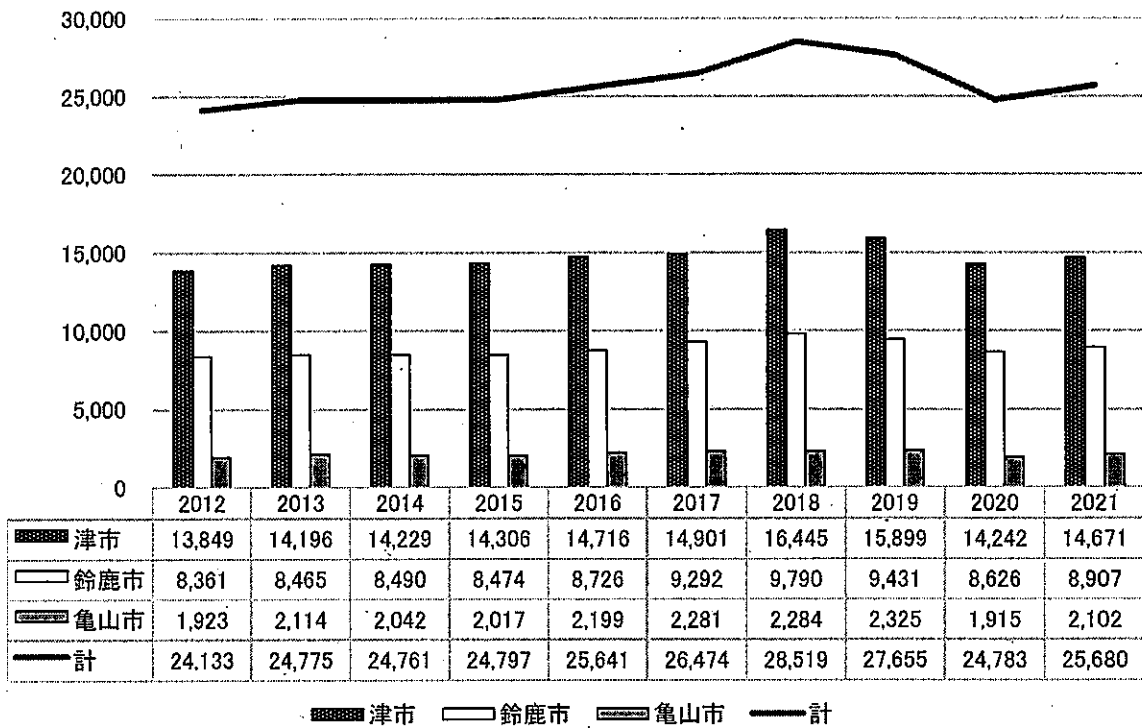
(3) 災害等の推移と将来予測

当地域の火災、救急、救助の過去10年の災害件数や119番通報の件数の推移は次のとおりとなっています。

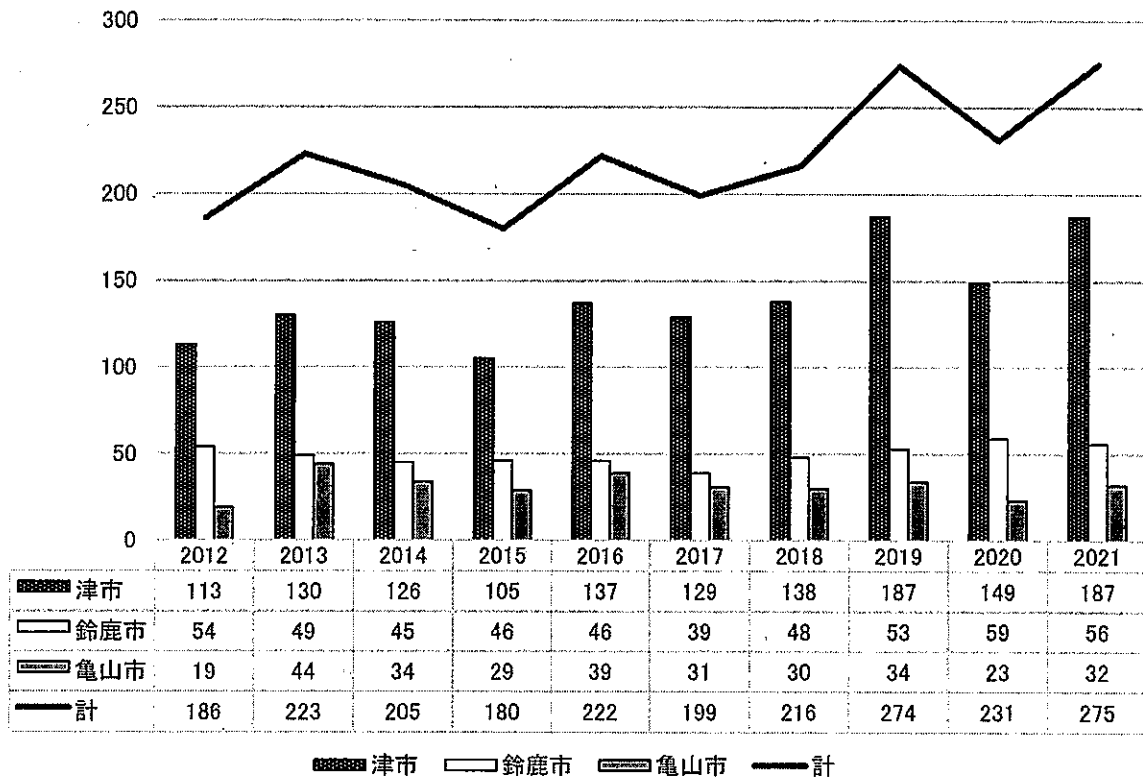
図表8 過去10年の火災件数の推移



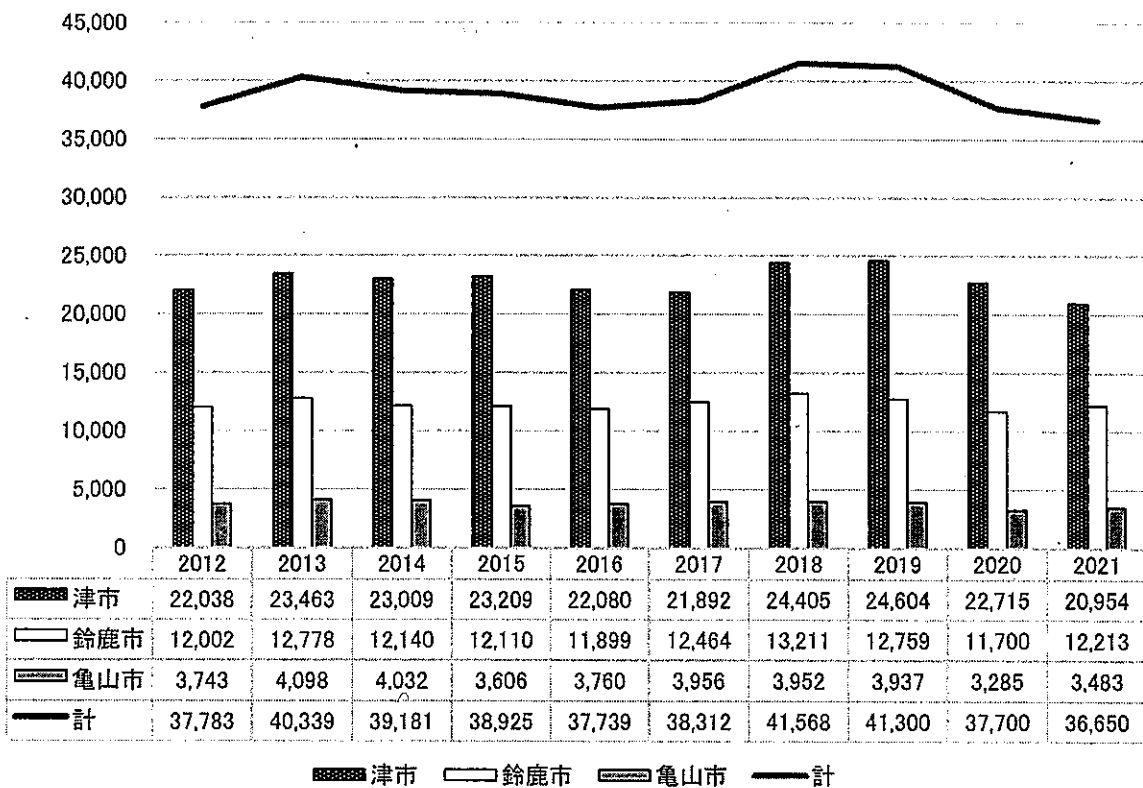
図表9 過去10年の救急件数の推移



図表 10 過去10年の救助件数の推移



図表 11 過去10年の119番通報件数



① 過去10年の火災の推移と将来予測（図表8）

当地域の過去10年の火災の推移は、一時的に火災件数が多い年がありますが、近年は180件から200件前後で推移しています。火災については出火要因が様々であり、将来予測が難しいこともありますが、当面は横ばいに推移するものと考えられます。

また、近年県内では、単独消防本部で消火が困難な工場火災や密集地での住宅火災も発生しています。当地域も大型の工場や危険物施設等を多数有していることから、市域隣接での火災や単独消防本部で困難な火災発生時に、速やかに対応可能な近隣消防機関での応援・受援体制の構築が必要です。

② 過去10年の救急の推移と将来予測（図表9）

当地域の過去10年の救急件数の推移は、2018年までは緩やかに件数が増加し28,519件がピークとなっています。2019年以降の救急件数は若干の減少に転じており、その要因の一つとして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会活動の低下等が考えられますが、感染症患者の移送やそれに伴う救急車の除染作業など、救急隊員の負担は増加しています。

また、今後の救急件数については、将来推計人口から老年人口の割合が増加することが予測されることから、新型コロナウイルス感染症の収束後に、当面は緩やかに増加しながら推移するものと考えられます。

③ 過去10年の救助の推移と将来予測（図表10）

当地域の過去10年の救助件数の推移は、一時的に救助件数が多い年がありますが、全体的に若干の増加傾向にあります。

救助件数についても、火災と同様に要因が様々であることから、将来予測が難しいこともありますが、当面は横ばい又は緩やかに増加しながら推移するものと考えられます。

④ 過去10年の119番通報の推移と将来予測（図表11）

当地域の過去10年の119番通報件数の推移は、全体的な傾向として、概ね救急件数と連動しています。

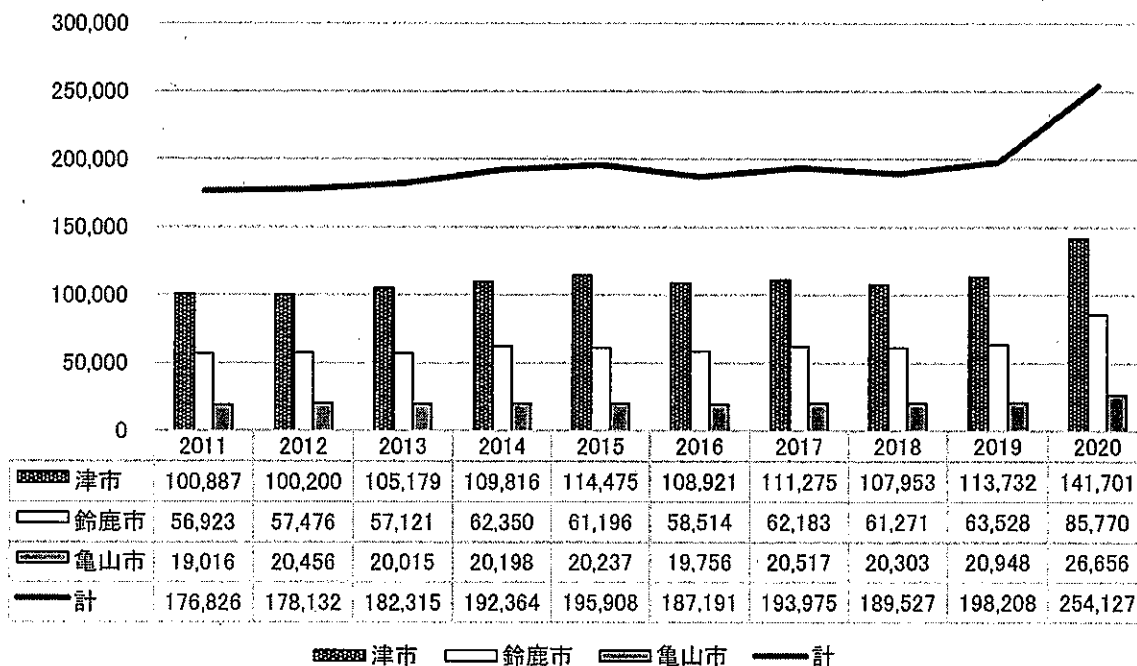
これは、当地域の災害件数の約98%が救急要請であることから、119番通報の件数と連動して推移しているものと考えられます。

このことから、今後の119番通報件数については、救急需要と同様に、新型コロナウイルス感染症の収束後に、当面は、緩やかに増加しながら推移するものと考えられます。

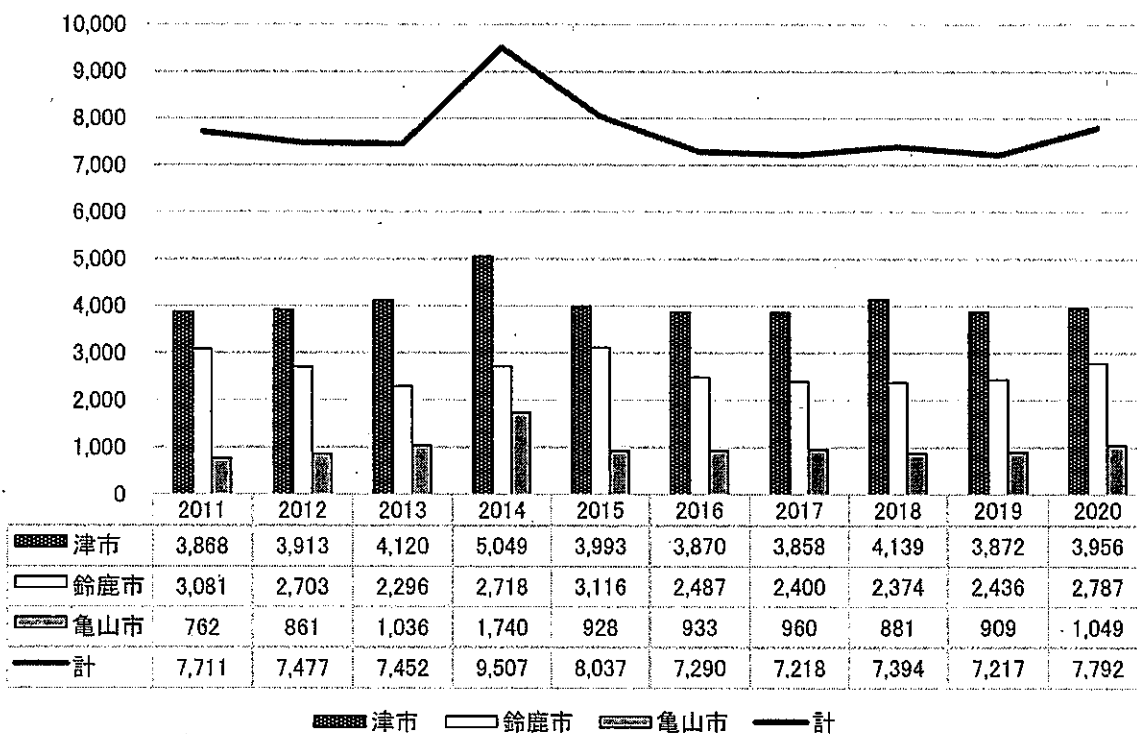
(4) 財政の現況と将来予測

当地域の過去10年の一般会計の決算と消防費の決算については、次のとおりとなっています。

図表 12 過去10年の一般会計決算額（百万円）



図表 13 過去10年の消防費の決算額（百万円）



① 過去10年の一般会計の推移と将来予測（図表12）

当地域の過去10年の一般会計の決算額の推移は、各市の施策の状況により若干の変動がありますが、3市合わせて、概ね2,000億円前後で推移しています。

当地域は、将来推計人口から、高齢化と人口減少化が進むと予測されることから、社会保障費の増加が見込まれ、地域住民や行政への負担の増加することが考えられます。

また、全国的な高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、消費の低迷や産業規模の縮小、雇用の減少等が予測されます。

このことから、地域における経済規模の縮小等により、税収入が減少し続けた場合、施設や社会インフラの維持管理のための財源等の確保が課題となってきます。

② 過去10年の消防費の推移と将来予測（図表13）

当地域の過去10年の消防費の決算額の推移は、消防庁舎の整備や車両、指令システムの更新など、一時的な変動はありますが、3市合わせて、概ね80億円前後で推移しています。

過去10年の消防費の一般会計に占める割合は、4%前後と考えられますが、消防費の多くは人件費となっており、消防施設や機器の整備等による一時的な予算の増加を除き、大きな変動は少ないものと考えられます。

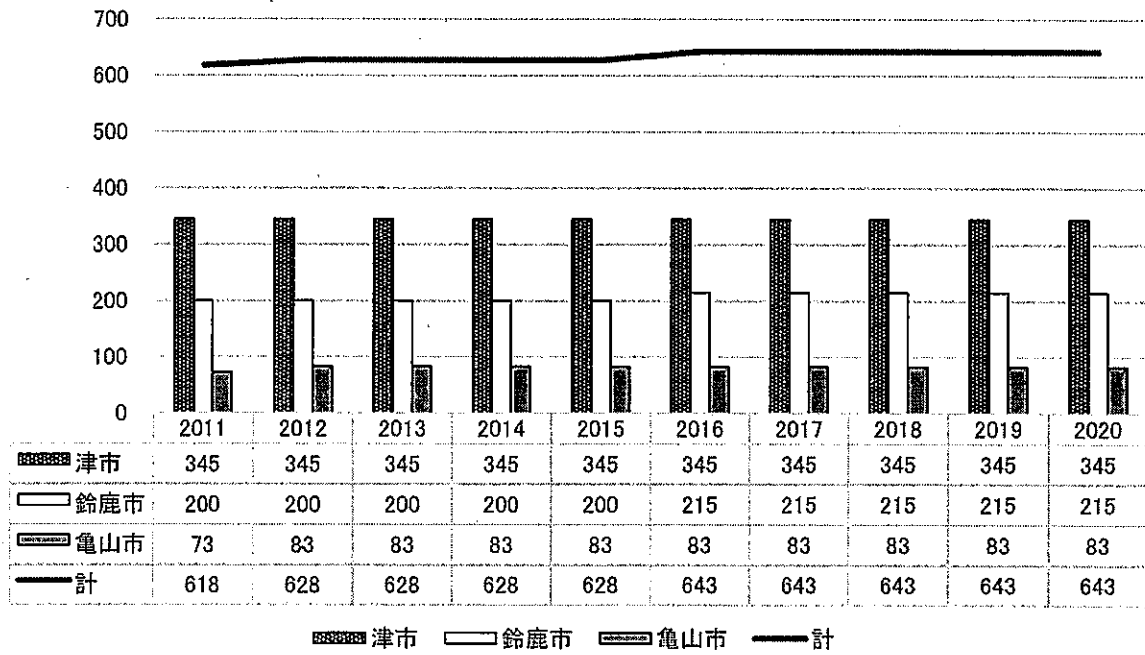
また、消防の業務は、人口減少が進展したとしても、業務の性質上、消防署所の統廃合や部隊の合理化には限界があり、地域における適正な消防力を維持し続ける必要があります。

このことから、将来の財政的な課題もありますが、老朽化した消防車両の更新や消防力の拠点となる庁舎の維持、災害発生時の市民からの窓口となる指令センターの更新整備など、消防装備や施設の維持管理は最低限必要であり、消防行政サービスの機能を持続していくための、消防費の確保が必要です。

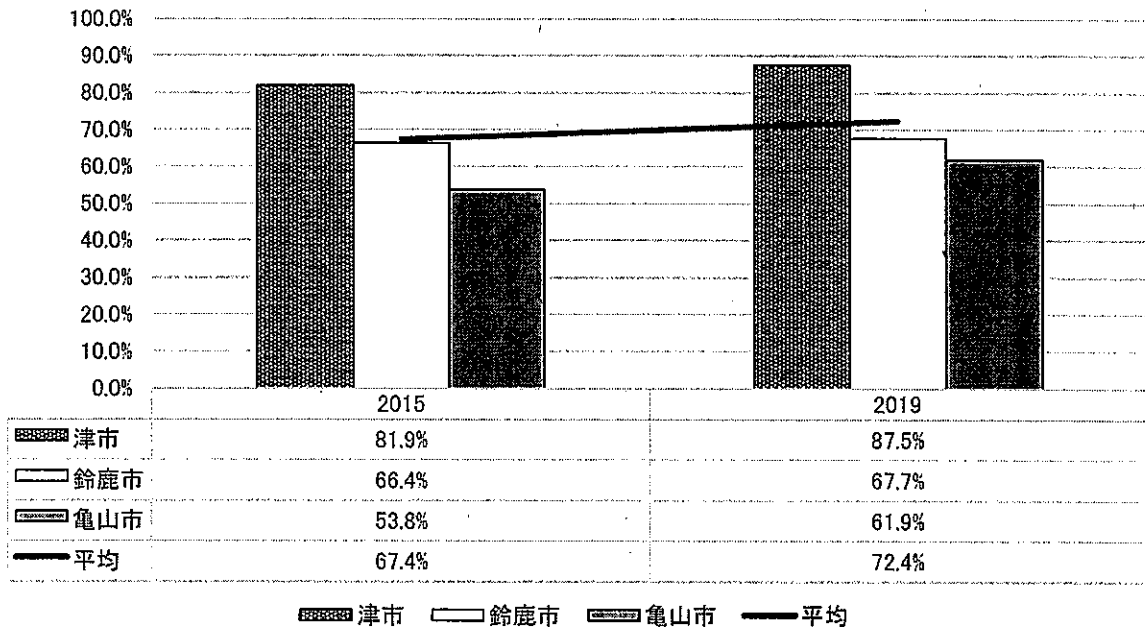
(5) 人員の現況と将来予測

当地域の過去10年の消防職員の条例定数、総務省消防庁の消防力の整備指針に基づく職員数の充足率の推移は、次のとおりとなっています。

図表 14 過去 10 年の消防職員数の推移 (条例定数)



図表 15 消防力の整備指針に基づく消防職員の充足率



※ 出典：総務省消防庁 消防施設整備計画実態調査 (2015年、2019年)

① 過去10年の消防職員の現況と将来予測（図表14）

消防力の3要素（人員、機械、水利）のうちの一つである消防職員については、消防業務の遂行や組織を維持するうえで、最も重要な要素です。

過去10年の消防職員の条例定数は、津市においては、職員数の変化はなく、一定の職員数を保っています。

鈴鹿市においては、2016年に新分署の整備を計画したことから、所要の人員を確保するため、条例定数を改正し15人の増員を行っています。

亀山市においては、新分署整備の計画及び指揮隊新設のために、2012年に条例定数を改正し、10人増員しています。

このように、当地域では、署所の整備や組織改編等に伴い必要となる職員数の確保に努めており、今後においても消防需要に応じて、同様の対応が必要となります。

② 消防力の整備指針に基づく消防職員の充足率（図表15）

2020年現在の当地域の消防職員の合計は、643人となっていますが、総務省消防庁の消防力の整備指針に基づく消防職員の充足率は、2019年の総務省消防庁消防施設整備計画実態調査では、当地域の平均は72.4%と、消防力の整備指針より少ない職員数での消防運営が続いています。

職員数の増強については、消防力を維持するために必要ではありますが、当地域の将来推計人口から、今後の消防職員の強化については、財政的な負担もあり、難しい局面を迎えます。

一方で、高齢化の進展に伴う救急需要の高まりや複雑・多様化する災害、大規模な自然災害への対応などが求められています。

また、消防の業務は、人口減少が進展したとしても、業務の性質上、消防署所の統廃合や部隊の合理化には限界があることから、消防力の基本となる消防職員の確保は、各市の課題となっています。

3 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

当地域の消防は、人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、昨今の救急需要の高まりや複雑・多様化する災害に対して、迅速で効果的な対応が必要であり、さらには大規模災害時には、近隣消防機関との連携など市域を超えた広域的な災害対応が求められています。

このことから、当地域は、次の事項を基本方針として、連携・協力（消防指令業務の共同運用）を実施することとします。

(1) 災害対応能力の向上

消防の連携・協力（消防指令業務の共同運用）に伴い、災害情報が一元管理されることから、これまで以上に速やかに、市域境界付近の災害に対する広域応援・受援が可能な体制を構築し、災害対応能力を強化します。

(2) 初動体制の強化（市域境界付近のゼロ隊直近運用）

地域特性から、市域境界付近の災害に対し、災害発生場所を管轄する消防署所の部隊の出動が困難な場合には、火災、救急、救助を問わず、直近の消防部隊が相互に応援・受援可能な体制を構築し、初動体制を強化します。

(3) 職員の効率的な運用及び職員・組織の活性化

消防の連携・協力の伴い、高度で専門性の高い通信指令関係職員の効率的な運用を図ります。

また、新たな部署が創設されることにより、3市間の人事交流や情報交換など、職員や組織の活性化を進めます。

(4) 地域全体の消防力の向上

消防の連携・協力の伴う各市の人員効果は、警防部門（消防隊、救急隊等）やこれまで困難であった専門性の高い機関への長期研修など、人材育成も含めて、各市で必要とする部署へ再配置することにより、地域全体の消防力の向上に取り組みます。

(5) 高度な施設・設備の効率的な導入

高機能消防指令センターの共同整備により、高度な施設・設備を効率的に導入し、財政負担を軽減します。

4 連携・協力の実施体制

当地域の消防の連携・協力の検討については、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設置し、令和3年4月には、各消防本部の消防長を筆頭とする「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会」へ改組し、体制を強化して各種詳細検討を進めています。

消防の連携・協力の実施方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められている事務の共同処理の方法として、「連携協約」、「協議会」、「機関等の共同設置（内部組織の共同設置）」、「事務委託」、「事務の代替執行」の5つの方法が示されています。

これらのうち、当地域では、「協議会」による連携・協力の実施体制を採用することとします。

主な理由としては、構成する消防職員の身分の変更や自治体の権限の移動がないこと、さらに、協議会として実施した業務はそれぞれの自治体が行った業務として効力を有することなど、公平性・平等性も高いことから、この手法を採用するものです。

5 実施スケジュール

消防の連携・協力の実施スケジュールについては、次のとおりとします。

図表 16 消防の連携・協力スケジュール

時期	内容
令和4年9月	地方自治法に基づく事務執行機関の設置について、各市の議会へ提案
令和4年10月	3市間で連携・協力協定書を締結 事務執行機関の設置を三重県へ届出 連携・協力事務の開始
令和5年4月～	消防共同指令センター整備に係る実施設計業務委託
令和6年4月～	消防共同指令センター整備事業
令和8年4月～	消防共同指令センター運用開始

6 連携・協力を行う事務の内容及び方法

(1) 連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う消防事務は、高機能消防指令センターの共同整備及び運用とします。

(2) 連携・協力を行う地域

連携・協力を行う地域は、津市、鈴鹿市及び亀山市の全域とします。

(3) 連携・協力を行う方法

連携・協力を行う方法は、地方自治法第252条の2の2に基づく協議会とします。

(4) 連携・協用に要する人員の配置

ア 協議会の人員

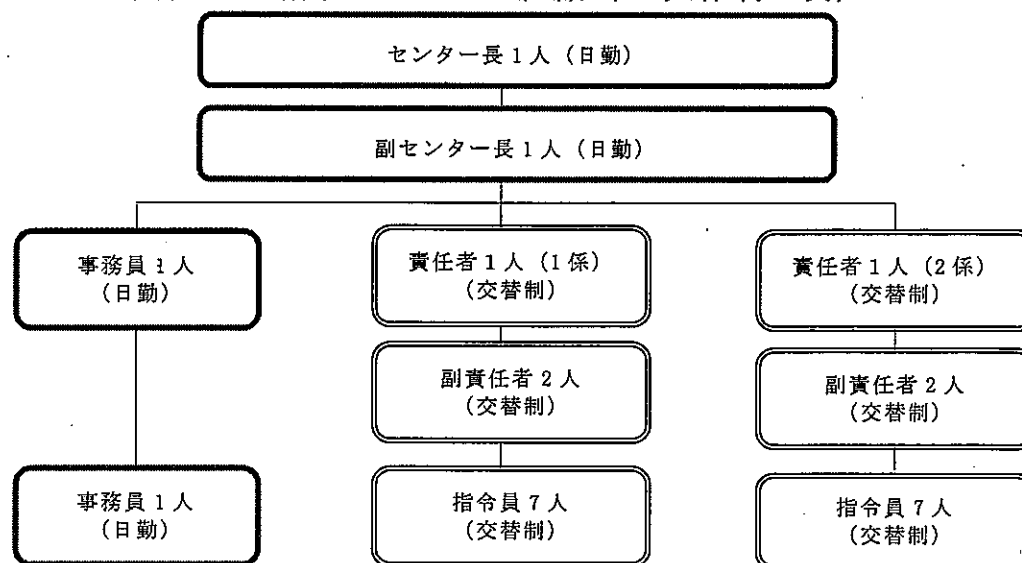
協議会の組織及び人員については、協議会規約で定めることとします。

イ 指令センターの人員配置

当地域の消防指令センターの通信員は、24時間交替の2部制とし、20人を配置するものとします。

また、指令センターを維持・管理するために、センター長1人、副センター長1人、事務職員2人を配置することとし、通信員を含めて、合計24人体制で運用することとします。

図表 17 指令センターの組織（24人体制の例）



(5) 連携・協力に伴う高機能消防指令センターの整備計画等

連携・協力に伴う施設等の整備計画については、令和 3 年度に実施の消防指令業務共同運用基礎調査に基づき、協議会設置後に、高機能消防指令センターの実施設計を行い、計画的に事業を進めることとします。

(6) 連携・協力に係る費用の見通しと分担方法

消防指令業務の共同運用に係る費用の見通しは、令和 3 年度消防指令業務共同運用基礎調査業務（以下「基礎調査」という。）の結果では、3,846,590 千円となっています。

この整備費用は、指令センター設備など共同で利用する機器については、各市で単独整備した場合にも必要な機器であることから、必要最低限な負担として均等按分 30%、人口規模に応じて整備が必要な負担として人口按分 70%で按分し、負担することとします。消防庁舎や車両に付随する機器など、単独で専有する機器については、単独負担 100%とします。

また、消防共同指令センターの実施設計については、基礎調査の結果では、26,763 千円、施工管理費については、11,825 千円となっています。

連携・協力に係る調査・設計等の費用負担については、当該業務は、一体的に実施することが必要不可欠なことから、共同で利用する機器と同様に、均等按分 30%、人口按分 70%で按分して負担するものとします。

なお、人口按分については、公平性・平等性の観点から、最新の国勢調査の結果を反映して、負担割合を算出するものとします。

整備費用等の各市の負担については、指令センターの共同整備時に限り活用可能な有利な起債など、各市の財政事情に応じて国の財政支援を有効活用し、効率的な整備を実施するものとします。

図表 18 共同整備部分及び調査・設計等の負担割合（令和 2 年国勢調査）

	人口（R2 国勢調査）	均等按分	人口按分	負担割合
津市	274,759 人	10.00%	36.96%	46.96%
鈴鹿市	195,742 人	10.00%	26.33%	36.33%
亀山市	49,878 人	10.00%	6.71%	16.71%
合計	520,379 人	30.00%	70.00%	100.00%

図表 19 高機能消防指令センターの整備費及び負担の見込み額（千円）

共同整備	概算整備費用	津市	鈴鹿市	亀山市
整備費(税込)	3,846,590	1,916,970	1,246,960	682,660

※ 費用については、基礎調査の結果に基づくもの

図表 20 調査・設計等の費用及び負担の見込み額（千円）

項目	概算費用	津市	鈴鹿市	亀山市
実施設計費(税込)	26,763	12,568	9,723	4,472
施工管理費(税込)	11,825	5,553	4,296	1,976

※ 費用については、基礎調査の結果に基づくもの

7 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携確保について

当地域の連携・協力は、消防指令に関する事務について、地方自治法第 252 条の 2 の 2 に基づく協議会で実施することとしていますが、この事務の管理・執行のために、地域間で定期的な会議体制を構築し、他の消防事務についても必要に応じて意見交換等を実施していきます。

また、今回整備する消防共同指令センターのネットワークは、地域内の消防署所間を接続するため、これらのネットワークを利活用して、連携・協力を行う消防事務以外の事務についても、諸般の課題に対する情報交換など、地域間での連携を確保します。